

資料収集・活用委員会設置要綱

(平成 27 年 12 月 4 日館長決裁)

(目的)

第 1 条 当館における資料の収集及び貸出を含む館有資料の適切な活用を図るため、資料収集・活用委員会を設置する。

(構成)

第 2 条 委員長は、学芸部を統括する副館長とする。

委員は、主席学芸主幹、展示担当 G L、総務担当 G L、資料調査・活用担当 G L 及び対象資料を専門とする学芸員とし、必要に応じて適宜選任する。

事務局は資料調査・活用担当とする。

(委員会の開催)

第 3 条 委員会は、重大な協議事項がある場合に、事務局の求めに応じて、委員長が委員を招集し、次の事項を協議、決定する。

- 1 資料の購入及び寄贈、寄託候補資料の受入
- 2 指定文化財等重要資料及び脆弱資料の館外貸出
- 3 その他、資料収集・活用に係る重要事項